余裕期間制度適用工事に関する特記仕様書 【発注者指定方式】(余指)

令和 年 月

本工事は、豊川市公共工事請負契約約款、設計図書等によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

(対象工事)

第1条 本工事は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の 準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

(定義)

- 第2条 この特記仕様書において「余裕期間」とは、契約締結日の翌日から着手日の前日までの期間をいい、着手日とは実工期の始期をいう。
 - 2 この特記仕様書において「実工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間 と後片付け期間を含んだものをいう。
- 3 この特記仕様書において「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせたものをいう。 (工期の設定)
- 第3条 本工事の工期は以下のとおりとする。

全体工期:契約締結日の翌日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

余裕期間:契約締結日の翌日から△△年△△月△△日まで

実 工 期:●●年●●月●●日から○○年○○月○○日まで

着 手 日:●●年●●月●●日

- 2 工事請負契約書に記載する工期は、実工期とする。
- 3 受注者は、余裕期間内に工場製作、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者等の配置)

第4条 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の配置を要しない。 (前払金)

第5条 前払金については、<u>本工事はゼロ債務負担行為適用工事のため、令和■年4月1日以降</u>
<u>かつ、着手日以降に</u>支払いの請求手続きを行うことができる。

(工事実績情報の登録)

第6条 受注者は、工事実績情報システム(CORINS)への登録申請を行う場合においては、契約締結 後10日(休日を除く。)以内に登録をすること。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、「豊川市建設工事余裕期間制度試行要領」 に定められているほか、本市監督員と協議のうえ、決定するものとする。